

平成19年度 商品先物取引関係税制改正要望書

平成18年9月

社団法人 全国商品取引所連合会

社団法人 日本商品投資販売業協会

日本商品先物振興協会

平成 18 年 9 月

殿

社団法人 全国商品取引所連合会
会 長 森 實 孝 郎

社団法人 日本商品投資販売業協会
会 長 加 藤 雅 一

日 本 商 品 先 物 振 興 協 会
会 長 加 藤 雅 一

平成 19 年度税制改正に関する要望について

近年、産業界は総じて、原油価格などの原材料価格が高騰する一方で製品価格が競争激化で下落するという「上流インフレ・下流デフレ」の局面に遭遇しており、企業の取引条件における価格要因が大きな収益圧迫要因として浮上してきています。

価格変動リスクのコントロールにより収益圧迫要因を極小化することが、企業の競争力を高めることとなります。企業の置かれている経営環境を見るとき、商品先物市場が提供する価格変動リスクのヘッジ機能等の産業インフラとしての機能はこれまで以上に重要なものとなってきています。

ひるがえって我が国商品先物市場を見ますと、商品取引所の出来高は 2004 年をピークとして、この 1, 2 年は下降傾向にあり、市場の流動性の確保が懸念されかねない状況にあります。市場の流動性の低下についての危機感から、業界として、局面の打開に向けて、市場の信頼性と利便性の向上へ

の一層の取り組み強化と市場の利用に係る正しい知識の普及啓発に取り組んでいるところです。

商品先物市場が有する公正な価格形成と先行指標価格の提供、価格変動のリスクヘッジといった機能の発揮にとって、市場の流動性の確保は不可欠ですが、この流動性確保において、積極的に価格変動リスクを引き受ける個人投資家を始めとする多様な投機が果たす役割は、極めて大きなものがあります。

個人投資家の直接的市場参加や商品ファンド等集団投資スキームを經由した市場参加を促進するためには、金融所得に係る税制において、市場選好に中立的であり、かつ、判りやすい税体系が求められるところです。このことにより、わが国経済の活性化が期待できるものです。

つきましては、平成 19 年度の税制要望に関しまして、次の事項につき、別紙理由書を添えてお願いいたしますので、特段のご配慮を頂きたく、お願い申し上げる次第です。

〔要望事項〕

1. 商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得一元化の対象としその税率を同一とするとともに、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。
2. 商品ファンド（信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益を金融所得課税の一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

理 由 書 1

商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税の一元化の対象とし、その税率を同一とするとともに、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

1. 説 明

（1）標記の具体的内容は、商品先物取引（オプション取引を含む。以下同じ。）に係る決済差損益について、以下の事項を要望するものです。

- ① 商品先物取引の決済差損益について、金融所得課税の一元化の対象とすること。
- ② 対象とすべき金融所得に対する税率を20%（国税15%、地方税5%）に統一すること。
- ③ 金融所得課税の一元化の対象とすべき金融所得について損益通算を認めること。
- ④ 上場株式、有価証券先物取引、取引所金融先物取引及び商品先物取引に関して認められている3年間の損失繰越を対象とすべき金融所得全般に認めること。

（2）商品先物取引により生じた個人の所得につきましては、平成13年度の税制改正において、初めて申告分離課税が導入され、株式等の譲渡に係る所得と同様、26%の税率（国税20%、地方税6%）により課税されることとなりました。しかし、商品先物取引の決済差損益と株式等の譲渡損益との間の通算を可能とする措置については、株式等の譲渡に係る所得課税に源泉分離課税と申告分離課税との選択制が残されたこと等もあって、認められるには至りませんでした。

（3）その後、平成15年度の税制改正により、同年1月から商品先物取引により生じた個人投資家の所得については、株式等の譲渡に係る所得と同様、① 税率を20%（国税15%、地方税5%）とすること、② 損失について翌年以降3年間の繰越控除をすることが認められました。しかし、株式等の譲渡損益との間の損益通算は、上場株式等の譲渡所得に係る税率が平成15年1月から10%に引き下げられたこともあって実

現されませんでした。

- (4) 他の所得との損益の通算については、平成16年1月以降の有価証券先物取引の決済差損益との間での通算及び、平成17年7月以降の金融先物取引法に規定する取引所金融先物取引の決済差損益との間の通算が認められ、先物取引商品間の損益通算の範囲は拡大したものの、上場株式等の譲渡損益との間では認められないまま、現在に至っております。
- (5) 上場株式等の有価証券に係る譲渡損益と商品先物取引に係る損益との通算については、かつて平成元年までは可能であったものであります。

2. 理由

- (1) わが国における個人の金融資産の積極的活用は、それを必要とする企業や産業インフラである金融市場に供給していくことにより、経済の活性化及び成長につながるものです。しかしながら、現在のわが国の金融所得に対する税制は、①金融商品間で課税方法及び税率が異なること、②金融所得相互間の損益通算が限定的にしか認められていないこと、③損失の繰越控除も、限定的に上場株式、有価証券先物取引等、取引所金融先物取引及び商品先物取引にしか認められていないことなどから、キャピタルゲイン・キャピタルロスに係る税制としてリスク性の高い投資（リターンの変動の可能性が大きい投資）に対して不利なものとなっております。個人投資家の積極的な経済活動にとっての障壁となっております。
- (2) わが国の経済の活性化を図るためには、金融所得の税制について、市場選好に中立的で、かつ、個人投資家にとってわかりやすい税体系とする必要があります。具体的には、
- ① 国際的に比肩しうる低額の税率を一律に適用すること。
 - ② 年間（毎年）の投資から得た所得を通算できること。
 - ③ 投資によって生じた損失については、繰越控除を可能とすることが必要であります。
- (3) 平成13年度の税制改正大綱において、「わが国金融・証券市場が活力があり、透明性、公正性、効率の高い市場として飛躍していくため、国税、地方税を通じて検討を行う」との方針が示されました。また、平成18年度の税制大綱においては、「わが国金融・証券市場の透明

性・効率性の向上、個人投資家の市場参加促進の重要性を踏まえ、金融商品間の課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を進めていく。」と示されております。

この方針に沿って、リスクを伴う金融商品並びに金融類似商品に係る金融関連の所得についての所得税法の取扱いについて、横断的かつ幅広く金融所得等として定義され、統一的に課税されることが期待されるところです。

- (4) 投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融・証券・商品先物市場等の流動性確保のために重要な存在であります。金融所得課税制度の一層の改善によって、一般投資家が各々の金融市場及び金融類似市場に参入し、わが国経済の活性化が実現できる可能性が高まりますので、本要望につきましてご理解を賜り、その実現に特段のご配慮方お願い申し上げます。

理 由 書 2

商品ファンド（信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益を金融所得課税の一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

1. 説 明

（1）標記の具体的内容は、商品ファンド（信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益について、以下の事項について要望するものです。

- ① 商品ファンド（信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益について金融所得課税一元化の対象とすること。
- ② 金融所得課税一元化の対象とすべき金融所得について損益通算を認めること。
- ③ 個人投資家に適用される、商品ファンドの収益分配金・償還益について、適用される税率が異なっており、その税率を同一とする。
- ④ 上場株式、有価証券先物取引、取引所金融先物取引及び商品先物取引に関して認められている3年間の損失繰越を認めること。

2. 理 由

（1）わが国における個人の金融資産の積極的活用は経済の活性化及び成長につながるものです。このことから、資産運用の一助としての商品ファンドの収益分配金・償還差益につきましては、金融所得一元化の対象とすることが求められます。

（2）商品ファンドの収益分配金・償還益についての所得課税については、組まれる形態によって、信託型の場合には利子所得、匿名組合

型及び海外リミテッドパートナーシップ型の場合には雑所得と相違があり、特に信託型を別にすれば総合課税の対象となり、同じ運用成績を呈していても最終手取りベースにおいて差異が生じることがあるなど、金融商品間における税負担のバランスをとること、個人投資家にとってわかりやすい税体系とすることが望まれます。

(3) 商品ファンドに係る所得について、他の金融商品等から生ずる所得間の損益通算の適用対象とし、損失の繰越控除を可能とすることにより、株式市場や商品先物市場及び金融市場に商品ファンドを通じた個人投資家からの投資資金流入を図る必要があります。

(4) 平成13年度の税制改正大綱において、「わが国金融・証券市場が活力があり、透明性、公正性、効率の高い市場として飛躍していくため、国税、地方税を通じて検討を行う」との方針が示されました。また、平成18年度の税制大綱においては、「わが国金融・証券市場の透明性・効率性の向上、個人投資家の市場参加促進の重要性を踏まえ、金融商品間の課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を進めていく。」と示されております。

この方針に沿って、リスクを伴う金融商品並びに金融類似商品に係る金融関連の所得についての所得税法の取扱いについて、横断的かつ幅広く金融所得等として定義され、統一的に課税されることが期待されるところです。

(5) 投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融・証券・商品先物市場等の流動性確保のために重要な存在であります。金融所得課税制度の一層の改善によって、一般投資家が各々の金融市場及び金融類似市場に参入し、わが国経済の活性化が実現できる可能性が高まりますので、本要望につきましてご理解を賜り、その実現に特段のご配慮方お願い申し上げます。